

概要版

兵庫県 福崎町 都市計画マスタープラン



平成28年6月

● 将来の都市像

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち・福崎

福崎駅周辺と町役場周辺を町の拠点として、都市機能や公共施設の適切な配置によりコンパクトなまちの形成に努めるとともに地域公共交通の再編を含めた充実を図ります。市街化調整区域については特別指定区域制度の活用などを行い集落の活力維持に努めます。

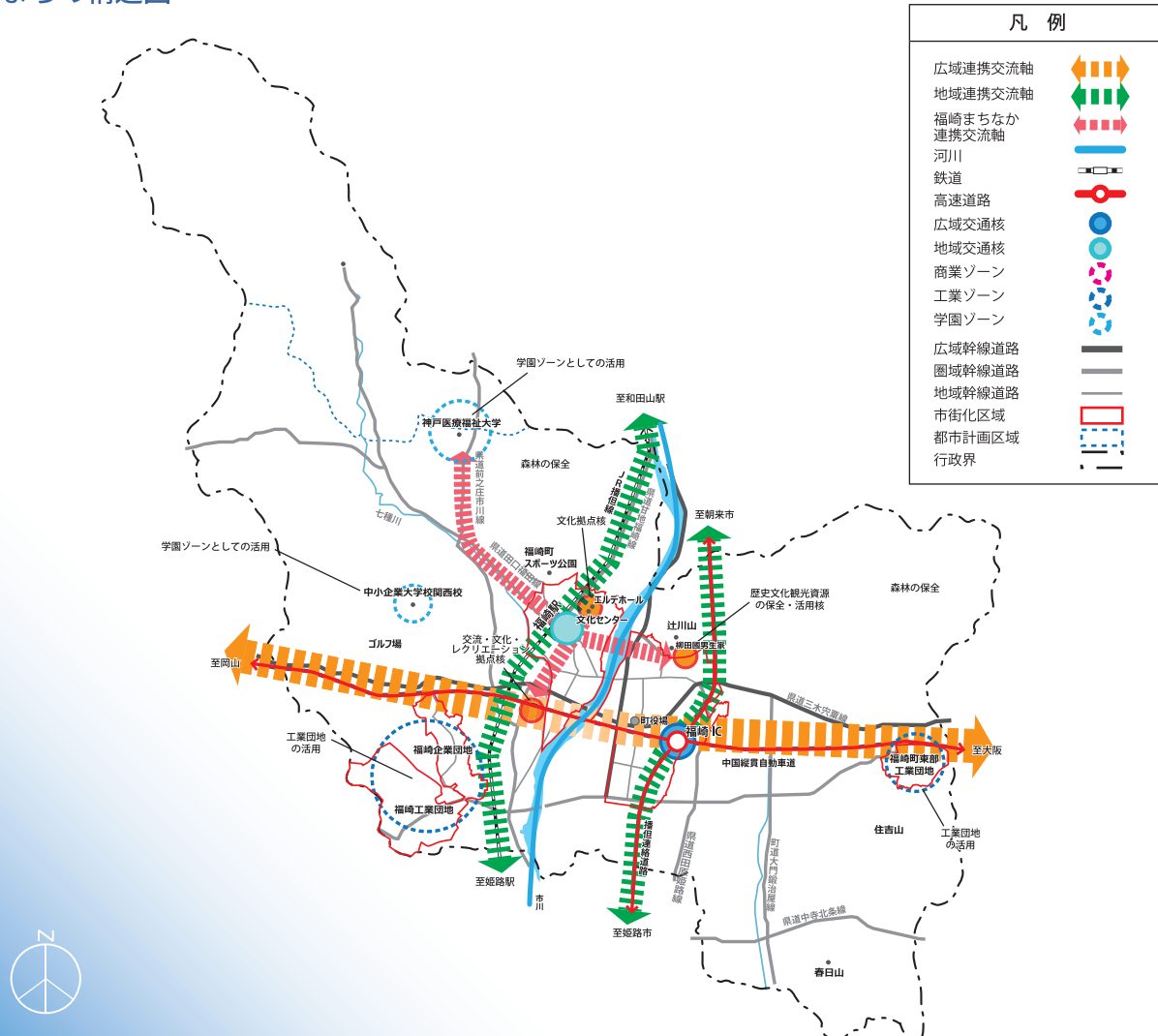
また、これまでの長期的な課題である福崎駅周辺の整備を推進することにより、風格のあるまちの顔づくりに努め、駅周辺のにぎわいを創出します。

まちの中心地と東西の工業団地、市街化調整区域の各集落を、都市計画道路をはじめとする道路ネットワークで結び、サルビア号などの地域公共交通の充実を図ることにより、誰もが住みよいまちを目指します。

また、柳田國男生家をはじめとする辻川界隈や七種山などの文化・観光資源に加え、道の駅や春日山周辺の整備などを行うことで、文化・観光資源を生かしたまちづくりを推進し、町外からの来訪者のさらなる増加を図り、活力にあふれるまちを目指します。

● 将来の都市構造

■ まちの構造図



● 都市づくりのフレーム

○ 目標年次における設定人口

・・・本計画の基準年次は平成 28 年度とし、目標年次（平成 37 年度）における設定人口は、福崎町第 5 次総合計画に即して、19,500 人と定めます。

○ 都市計画区域の方針

・・・都市計画区域外では開発圧力は顕著になっておらず、今後も大幅に開発が増加するとは見込まれないため、現時点では都市計画区域の変更は行わないものとします。

○ 区域区分の方針

・・・都市計画道路中島井ノ口線の南進整備が完了し、東側沿道は、開発・宅地化が進んでいます。一方、西側沿道は、市街化調整区域に指定されており、優良農地と街路沿道の開発圧力について県や地域住民と調整しながら、魅力ある住環境づくりを進める必要があります。

・・・本町では、工業機能を西部工業団地と東部工業団地に集積し、優良企業の誘致を進めてきました。すでに全ての工業団地が完売しており、今後の工業用地に対する需要に対応するために、工業団地周辺の市街化調整区域の市街化区域への編入など、工業団地の拡張を検討します。

○ 用途地域指定の方針

・・・現状の利用と実際の立地動向が乖離したり、将来的な土地利用が用途に合いにくい地域については、柔軟な用途地域の見直しを検討します。

○ 立地適正化計画の方針

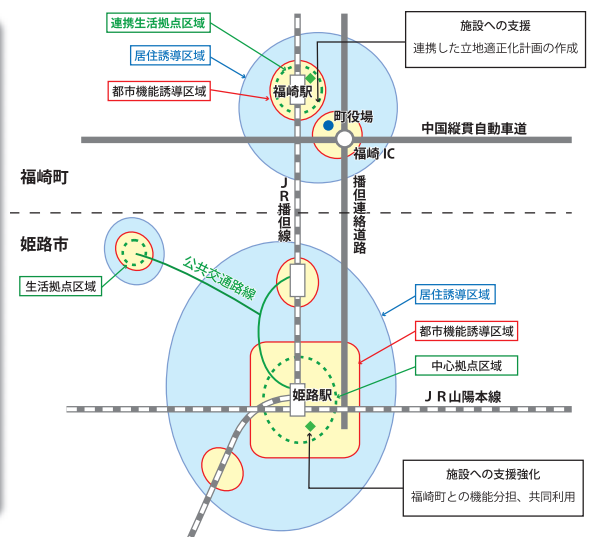
・・・福崎駅周辺、町役場周辺の 2 箇所を都市機能誘導区域とするとともに、工業団地、災害の危険性がある場所を除いた市街化区域を居住誘導区域として検討します。

● 都市づくりの視点と課題

本町は、J R 福崎駅周辺や福崎町役場・福崎 I C を中心としたコンパクトな市街地が形成されている一方で、市街化調整区域には旧来からの集落が多く存在し、今後もこれらの集落の活力を維持していく必要があります。

また、本町では担うことができない高次都市機能については、姫路市の中心拠点区域と連携して機能を確保していく必要があります。

「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち・福崎」の実現に向けて、“福崎らしいまちづくり”（コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持）を進めていくため、今後本町で進めていく都市づくりの視点を、次のように整理します。



コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持

- 視点① 柔軟な都市計画制度の運用による人口減少の抑制
- 視点② 中心市街地のにぎわいづくりと利便性を生かした産業の振興
- 視点③ 地域資源を生かした観光の振興
- 視点④ 減災の視点を取り入れた安全・安心の確保

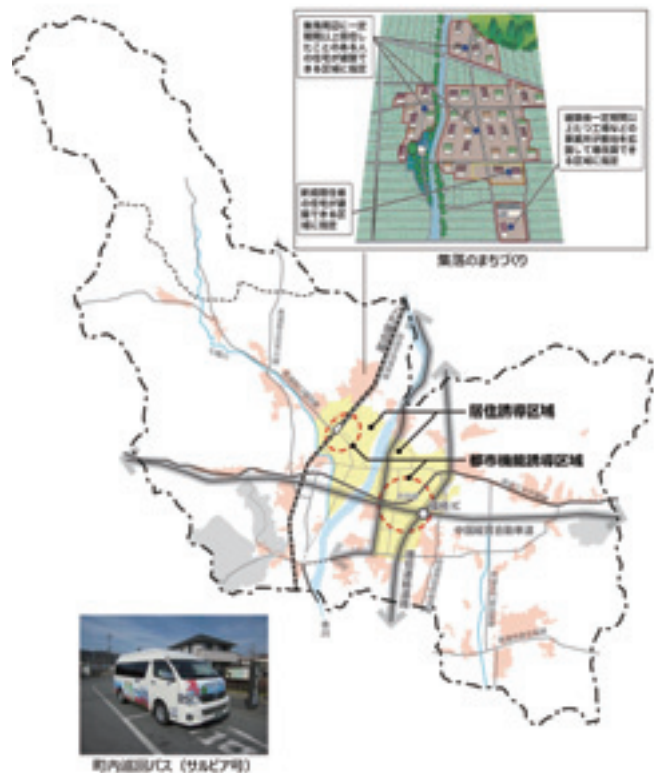
● 都市づくりの視点

視点① 柔軟な都市計画制度の運用による人口減少の抑制

持続可能な都市を構築していくためには、人口の維持が重要な課題となるため、市街地では、既存の都市施設等を再整備し、便利なまちなかの居住環境を確保するとともに、郊外集落地では豊かな自然に囲まれたゆとりある居住環境を整備する必要があります。

高齢化が進む現代社会で、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境を整えるためには、路線バスやコミュニティバスを充実するとともに、市街化調整区域では地域に必要な一定の建築を許容するなど、地域の実情に応じた土地利用を誘導する必要があります。

- 【課題】
- ・ 立地適正化計画の策定
 - ・ 市街化調整区域の土地利用方針
 - ・ 地域公共交通の充実、再編
 - ・ 都市の維持管理コストの増大 等



視点② 中心市街地のにぎわいづくりと利便性を生かした産業の振興

本町には、福崎駅周辺と福崎 IC 周辺の 2 つの中心市街地が形成されています。まちの活力を高めるには、福崎駅周辺を観光拠点や町民の憩いの場として再整備し、にぎわいづくりを推進していく必要があります。

本町の産業は、中国縦貫自動車道の開通を機に整備された福崎工業団地を中心とする工業が大きな比重を占め、経済の活性化や雇用機会の創出等の面で大きな役割を果たしています。さらに、福崎町東部工業団地が造成され、立地条件を活かして優良企業の誘致を進めてきました。今後も本町の恵まれた立地条件を活かし、引き続き魅力ある産業基盤の整備や環境づくりに取り組むとともに工業団地の拡張を検討する必要があります。

- 【課題】
- ・ JR 福崎駅の交通結節点機能の充実
 - ・ 既存企業の内発的発展の促進
 - ・ 工業団地の敷地拡張
 - ・ 物流を支える道路路網の整備
 - ・ 交通渋滞の緩和 等

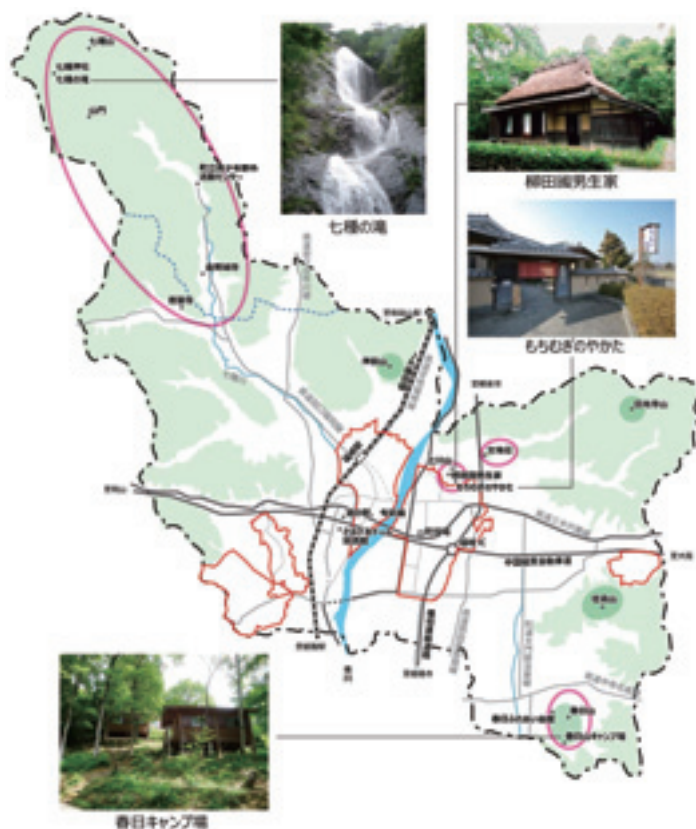


視点③ 地域資源を生かした観光の振興

本町の観光資源・施設は、柳田國男生家や記念館、大庄屋三木家住宅、特産館もちむぎのやかたなどがある辻川界隈を中心として七種山周辺や日光寺山、春日山などが点在しています。

今後は、町内に点在する既存の観光資源を生かした観光地整備を進め、県内や近隣府県からの誘客を図ることが求められます。そのため、観光地へのアクセス道路や駐車場整備、観光情報発信拠点としての道の駅整備を検討するとともに、観光拠点を有機的に結ぶ観光ルートの設定と農業、商業などを観光的に活用したPRをすることにより、相互の結びつきを強化していく必要があります。

- 【課題】
- ・観光拠点への交通アクセスの向上
 - ・観光資源の発掘・育成
 - ・観光拠点の回遊性
 - ・リピーターの確保 等



視点④ 減災の視点を取り入れた安全・安心の確保

台風や局地的な集中豪雨、南海トラフ巨大地震等による災害リスクの高まりに対応するため、減災の視点を取り入れた総合的な治水対策や土砂災害対策等が必要となっています。

また、災害時における安全な避難の確保に向けた総合的な取組が求められており、避難場所や避難路の確保、狭い生活道路の改善、建築物の耐震化、老朽化した建築物や空き家の増加への対応など、地域との協働による安全・安心なまちづくりに取り組む必要があります。

- 【課題】
- ・地域ぐるみの防災減災対策の推進
 - ・総合治水対策の推進
 - ・耐震化、防災拠点の整備
 - ・空き家対策と活用の検討 等



分野別の基本方針

1. 土地利用

◆ 土地利用の基本方針

都市の機能性、持続性及び利便性の向上を目的として、既存の都市機能の再整備による活用や充実により既成市街地での多様な都市機能の集積を図るため、主要用途の配置方針を定めます。

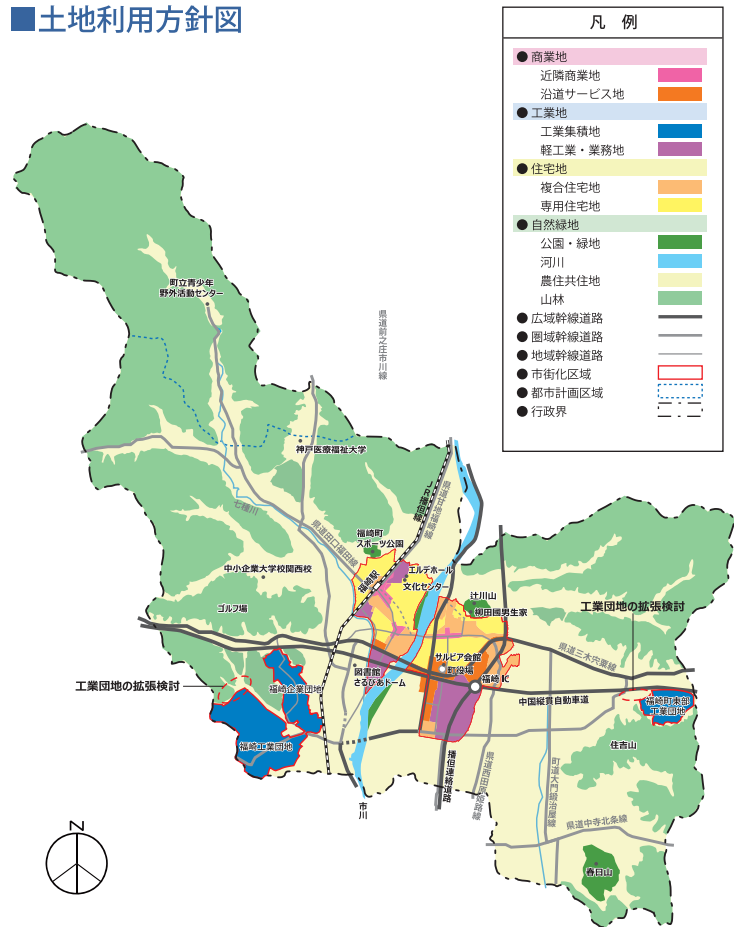
主要用途の配置は、自然環境との調和や地域の特性に配慮し、町域の土地利用を大きく市街地と非市街地（市街化調整区域）に区分して適正に配置します。

なお、人口の維持を重要な課題とし、立地適正化計画や土地利用基本計画により整備や整序のあり方を検討するとともに、地域住民との協働による地区の個性を重視したきめ細やかな土地利用の誘導を図ります。

◆ 市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域については、福崎町土地利用基本計画で土地利用の方針を定め、市街地との調和を図りながら、整備、保全します。

■土地利用方針図



2. まちの基盤（便利・快適）

◆ 公共交通・道路・都市計画道路の方針

公共交通は、ＪＲ播但線や路線バス及びコミュニティバスの利用増進を図ります。安全で円滑な交通処理を行うとともに、地域活性化を促し地域相互の交流を深める体系的な道路網・ＪＲ福崎駅などへの交通結節点の整備やコミュニティバスの再編を目指します。だれもが安全で円滑に通行できるよう、段差の解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を進めます。

都市計画道路は、都市計画決定後長期間を経ても事業化に至っていない路線について、平成 26 年度に一部の路線の見直しを行いました。今後も柔軟な都市計画の運用を目指し、実現可能な整備を検討します。また、「道路橋長寿命化修繕計画」及び「道路ストック総点検」に基づき、計画的かつ効率的な道路などの整備及び維持修繕を実施します。

◆ 市街地整備の方針

市街地整備は、本町の持つ豊かな自然を生かした整備を基本として街区とそれを結ぶ道路や河川、公園など都市施設に配慮します。また、住民意識の向上を図るとともにまちづくり活動に対する支援等を図ります。利便性や景観などに配慮した“まちの顔”としてＪＲ福崎駅周辺整備を推進し、市街地発展を支える幹線道路体系を整備することにより、市川東西を一体化したまちづくりを進めます。なお、一定規模以上の民間開発については、開発調整条例を制定することで、より良い環境の形成に努めます。

◆ 公園・緑地の方針

公園・緑地は住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するためにきわめて重要な役割を担うとともに、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地としての機能を有しているため、緑の基本計画をもとに、計画的な公園の整備・拡充や緑地の保全を推進します。具体的には、健康づくりやふれあいと憩いの場となる既存公園施設の維持管理や緑化が住民参加により進むよう支援するとともに、春日山などの自然を保全した公園の整備充実を図り、うるおいのあるまちづくりを進めます。

◆ 河川の方針

近年の激しい集中豪雨や台風などによる河川災害の防除のため、河積の狭小な箇所について順次整備するよう要望していきます。また、水路についても改修及び整備を図っていきます。河川や水路は、親水空間としての整備を考慮し、多自然型工法等の導入を検討します。阪神・淡路大震災では河川のオープンスペースとしての機能、延焼遮断、避難空間、救援活動空間とともに、消防用水等の非常用水としての活用がなされており、日常だけでなく非常時をも考慮した河川整備を図ります。

◆ 住宅の方針

新たな道路整備により開発の可能性が高まる地域については、活力のあるまちづくりを推進するため、狹隘部の解消や隅切の取得を行うなど、民間開発を適切に誘導し、定住人口の確保に努めます。市街化調整区域の住宅地については、特別指定区域制度を活用し、既存集落地区の良好な居住環境の維持・形成に配慮します。また、老朽化した町営住宅の建て替えについては、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、集約建替を推進します。

◆ 上水道・下水道の方針

上水道は、安全で安心な水道水を安定して供給し、健全な企業経営を目指します。また、長期的な需要に見合う水源の確保に努めるとともに水道施設の計画的な維持更新を行います。

下水道は、施設の効率的な運営を図るため、公共下水道への施設統合に向けた検討を進めるとともに、汚水流入量の増加にともなう福崎浄化センター水処理施設の増設について検討します。

雨水排水対策については、雨水計画の見直しを進めるとともに中播磨地域総合治水推進計画に基づく排水施設、貯水施設等の整備により浸水地区の解消に努めます。

◆ その他処理施設の方針

快適な生活環境を支えるごみ処理施設等の処理施設は、循環型社会の形成には不可欠です。各施設の適正な管理を図り、引き続き住環境の向上を目指します。ごみ処理はくれさかクリーンセンターで、し尿処理は中播衛生センターで効率的に処理を行っていきます。火葬場は姫路福崎斎苑（こうふく苑）の適正な維持管理に努めます。

◆ 公共施設等の方針

公共施設は、今後大規模改修や更新が必要となります。人口減少社会に対応するために各施設の公的な必要性を十分に考慮し、公共施設等総合管理計画を策定し、適切な維持管理を行います。また立地適正化計画と整合させた公共施設の配置や民間活力の活用を検討します。

3. まちの活力

◆ 観光の方針

町内に点在する、豊かな自然を堪能できるスポットや歴史的建造物、特産品や農産物の直売店などの観光資源をつなぐ観光ルートの整備を進め、近年急増している訪日外国人向けの対策も視野に入れ、観光客の回遊性向上に寄与するとともに、既存資源の魅力の再発見と新しい視点での観光ルートの設定を行います。また地域住民による地域の活力向上に取り組むことにより観光客の受け入れ体制の充実を図り、これまで以上の観光客入込数を目指します。

4. まちの安心・安全

◆ 防災・減災の方針

防災骨格づくりとして防災ネットワークを形成するとともに、災害危険箇所に対し山地災害対策、急傾斜地崩壊対策及び浸水対策などの改修整備、市街地内の住環境の改善等を進めながら、防災意識の向上を図るとともに、災害時には住民自ら安全に避難を行えるよう対策を進め、自主防災組織が中心となって安全に避難、誘導を行い、関係機関と連携した防災体制を確立します。密集市街地に代表される防災上危険な市街地の防災性向上を図るため、防災構造化や住民の防災意識向上を進めます。

◆ ユニバーサル社会への対応の方針

少子高齢化社会に対応し、地域の活力を維持・発展していくために、年齢、性別、障がい、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会づくりを進めます。公共の場では、段差解消や誘導ブロックの設置など「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づいた施設整備を進めます。

● 都市計画マスタープランとは

◆策定の目的

都市計画マスタープランは、市町村が創意工夫のもとに、住民の意見を反映して、望ましい都市像を明らかにするとともに、土地利用、道路、公園などの都市基盤施設などの基本方針を明らかにして、具体的な都市計画を定める際の総合的な指針となるものです。

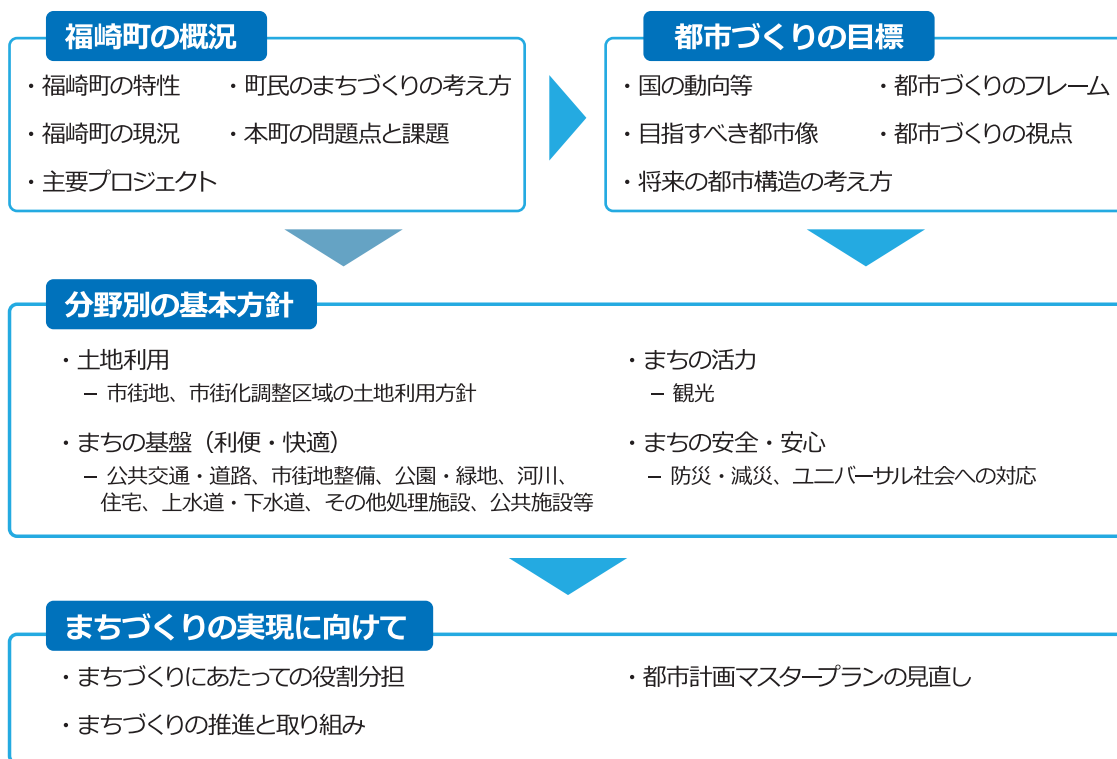
◆都市計画マスタープランの改定について

本町では都市計画マスタープランを平成 12 年 2 月に策定（平成 22 年 2 月の改定）し、これまで、都市計画法に基づく土地利用規制等の見直しや道路、下水道等の都市施設整備に取り組んできました。

しかしながら、その後、人口減少社会や超高齢社会の到来等により社会経済情勢は大きく変化しています。また、本町においても、地域主体のまちづくりが求められるなかで「自治基本条例を施行（平成 25 年 7 月 1 日）するとともに、「第 5 次総合計画（平成 26 年 12 月策定）」等の上位計画についても改定を行いました。

このような背景のもとで、新たな社会的潮流や本町を取り巻く環境の変化に即し、関連計画と整合を図りながら今後 10 年間の都市計画に関する基本方針を定めます。

◆都市計画マスタープランの位置づけ



福崎町役場 まちづくり課

平成 28 年 6 月発行

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1

TEL:0790-22-0560 FAX:0790-22-2919